解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

山口県山口市大内御堀一四八九番地

社団法人山口県医薬品配置協会

代表清算人　川合　敏夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

徳島県阿南市宝田町井関一五四番地三

財団法人たちばな学苑

清算人　神原　常経

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

福岡県筑後市大字常用九二二番地の二

宗教法人法照寺

清算人　田中　潮佑

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

熊本県山鹿市山鹿四三八番地猿渡一巳司法書士事務所内

財団法人熊本県社会文化会館

代表清算人　猿渡　一巳

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

北海道旭川市花咲町四丁目二二七二番地二〇

社団法人旭川公共嘱託登記司法書士協会

清算人　上村　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

秋田県秋田市新屋大川町一二番三号

財団法人秋田学術振興財団

代表清算人　石井　周悦

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

山形県東田川郡庄内町清川字花崎二番地

財団法人清川報恩会

代表清算人　松田　廣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日をもって存続期間を満了し解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根四二〇番地二

財団法人やしお生涯学習まちづくり財団

代表清算人　松田　温昭

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

千葉県松戸市南花島四丁目六三番地の五

財団法人松戸市都市整備公社

清算人　栁澤　勝

解散公告（第二回）

当法人は、定時社員総会の決議により平成二十五年二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

東京都品川区大崎一丁目六番四号新大崎勧業ビルディング二階　医療法人社団眞美会

清算人　小関　光美

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

東京都台東区東上野五丁目一番　同善会

代表清算人　鵜飼　俊忠

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

東京都東久留米市新川町一丁目二番一四号

財団法人クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン

代表清算人　カールソン・ポリーン

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十二日富山県知事の許可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

富山県高岡市中曽根七九九―一番地

高岡市中曽根土地区画整理組合

代表清算人　浅倉　正文

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼二七九五番地の一

飯綱町土地開発公社

清算人　牧野孝一郎

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年一月十一日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

岐阜県可児市広見一丁目一番地

清算法人帷子土地改良区

代表清算人　澤野　隆司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

財団法人愛知県職員互助会

清算人　大村　秀章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀四九五番地八

財団法人紀北町開発公社

代表清算人　尾上　壽一